

## 用語例

本計画で使用する用語等は次による。

標記	説明
基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
市防災会議	根室市防災会議
本部（長）	根室市災害対策本部（長）
市防災計画	根室市地域防災計画
防災関係機関	根室市防災会議条例（昭和 37 年根室市条例第 34 号）第 3 条に定める委員の属する機関等
災害予防責任者	基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策実施責任者	基本法第 50 条第 2 項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
災害	災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害
複合災害	同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象
BCP (事業継続計画)	Business Continuity Plan の略。災害発生時において事業継続の視点から対応策をまとめたものであり、仮に中断したとしても、短期間で重要な業務、機能を再開し、事業を継続するために準備しておく計画のこと。